

発 監 第 19 号  
平成 29 年 6 月 1 日  
(2017年)

株式会社 義竹  
代表取締役 附田 義竹 様

金 沢 市 長 山 野 之 義

指 名 停 止 通 知 書

この度、貴社が本市発注の工事の施工に当たり、公衆損害事故を発生させたことは、誠に遺憾であります。

本市では、「金沢市入札参加資格者指名停止措置要領」に基づき、下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知します。

今後かかることのないように、十分注意してください。

記

1 指名停止の期間	平成 29 年 6 月 1 日 から 平成 29 年 6 月 14 日 まで 2 週間
2 指名停止の理由	本市企業局発注の「畝田1号雨水幹線築造工事」の施工において、下請業者である(株)義竹が工事機材リース契約した業者の依頼を受けて、工事機材を運送した新和運輸(株)のユニック車がクレーンを格納せずに走行し、道路上の架空線と接触した。これにより、電話線、ケーブルテレビ線を切断し、電力会社の電柱を損傷する被害を生じた。  (「金沢市入札参加資格者指名停止措置要領」別表第1 第5号に該当)